

第36回 基本計画部会 議事概要

- 1 日時 平成24年9月6日(木) 14:49~16:25
- 2 場所 中央合同庁舎4号館12階 共用1208 特別会議室
- 3 出席者

【委員】

樋口部会長、深尾部会長代理、縣委員、川本委員、北村委員、西郷委員、白波瀬委員、竹原委員、椿委員、中村委員、廣松委員

【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局調査企画課課長補佐、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省総合政策局情報政策課長、日本銀行調査統計局審議役、東京都総務局統計部調整課長

【事務局等】

前川内閣府大臣官房総括審議官、村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、杉山内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、若林内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、空閑内閣府大臣官房統計委員会担当室調査官、伊藤総務省政策統括官(統計基準担当)、白岩総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議事

- (1) 平成23年度統計法施行状況に関する審議結果について
- (2) その他

5 議事概要

- (1) 平成23年度統計法施行状況に関する審議結果について

「平成23年度統計法施行状況に関する審議結果報告書(案)」について、樋口部会長及び事務局から全体の構成及び内容の説明が行われ、「Ⅱ 各ワーキンググループの検討結果」については、前回の基本計画部会で審議されたことから、「Ⅰ 検討の経緯等」及び「Ⅲ まとめ」を中心に審議が行われた。

報告書(案)については、以下の意見等を踏まえて対応する部分を除き原案のとおり了承され、指摘のあった箇所の修正については、部会長一任とされた。

意見を踏まえて修正した報告書(案)については、9月25日に開催予定の統計委員会において、最終的に結論を得ることとされた。各委員の主な意見等は以下のとおり。

① 「Ⅰ 検討の経緯等」について

特段の意見はなく、原案どおり了承された。

② 「Ⅱ 各ワーキンググループの検討結果」について

項目の見出番号等の指摘があり、修正を行うこととされ、原案どおり了承された。

③ 「Ⅲ まとめ」について

- ・ 報告書（案）44頁に記載されている「1 基本計画部会における検討結果」は、統計委員会としての審議報告書であり、本文内容と合わせると「統計委員会における検討結果」とする方が適切ではないか。

→ ご指摘を踏まえ、修正を検討したい。

- ・ 報告書（案）44頁に記載されている府省横断的な重要事項のうち、「国民経済計算体系と一次統計等との連携強化を通じた2008SNAの課題等への対応」については、第1ワーキンググループ（以下、「WG」という。）の重点的審議課題と合わせて「国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化」とした方がよいのではないか。「一次統計等の連携強化を通じた2008SNAの課題等への対応」という表現は違和感がある。

- ・ 「東日本大震災に係る対応状況の整理・保存」については、将来に備え、東日本大震災を教訓として、大規模災害時における統計の役割や対応を明確にすることが重要なのではないか。また、今般の審議では、東日本大震災に係る統計データの提供等の措置状況についても視野に入れて審議を行った旨を「Ⅲ まとめ」に明記すべきではないか。

→ ご指摘を踏まえ、修正を検討したい。

- ・ 報告書（案）44頁に記載されている、各府省が「実施済」と自己評価した事項を各WGがその評価を妥当としたものがどれなのかを「資料3」で見ると分かりにくいので、資料タイトルを含めて資料を見やすく工夫できないか。また、「基本計画において各府省は真摯に取り組んでおり、成果を上げつつあると評価してよいと思われる。」と明記した上で「各WGの評価からも裏付けられている。」という表現に違和感がある。

→ ご指摘を踏まえ、修正を検討したい。

- ・ 報告書（案）44頁の最終段落に記載されている『「統計法との関連で問題があるとみられる事案」（p236、資料43）』については、この表現では、どのような問題があるのかが分からないため、具体的な事案を明示すべきか。

→ ご指摘を踏まえ、修正を検討したい。

- ・ 報告書（案）45頁の「2 次期基本計画に向けて」の最終段落に「次期基本計画の策定に資するべく、取り組んでいく考えである。」と記載されているが、何に取り組んで行くのかを明記した方がよい。
- 次期基本計画の方向性を示すこととなり、課題も多いことから、現時点において、何に取り組んでいくのかを具体的に書くのは難しい、表現を検討したい。

（2）その他

次回の統計委員会終了後に「平成23年度統計法施行状況に関する審議結果について」及び審議結果に関する「委員長談話」を公表することとされた。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>